

広島県告示第七百二十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
福島生協病院	広島市西区福島町一丁目 二四番七号	平成三十三年一月一日	更新
医療法人社団葵会八 本松病院	東広島市八本松東三丁目 九番三〇号	平成三十三年一月一日	更新